

研究会の設立・運営に関する細則

研究会設立の手順

研究会の設立にあたっては、以下の手順により行うものとする。

1. 企画運営委員より、研究会設立の提案書を会長に提出する。
2. 会長が企画運営委員会に諮る。
3. 会長および発起構成員を除く企画運営委員の 2/3 以上の承認により、研究会を発足する。

研究会設立提案書

研究会設立提案書には、必ず、以下の項目を含むこと。

1. 背景(経緯)
2. 名称
3. 目的
4. 発起構成員(企画運営委員(会長を除く)を複数含むこと)
5. 構成員(企画運営委員(会長を除く)を複数含むこと)
6. 企画運営(以下の項目を明記すること)
 1. 研究会を年 2 回以上開催すること
 2. 研究会に際し、議事録を作成し、委員に報告すること
 3. ナノテスティング学会に経済的な負担をかけないこと

研究会の解散

以下の場合には、研究会を解散するものとする。

1. 年 2 回の研究会開催が不可能となった時
2. 構成員に含まれる企画運営委員(会長を除く)が 1 名以下となった時

附則 2011 年 1 月 27 日 制定・施行
2013 年 1 月 1 日 学会名称の変更